

答 申

1 審査会の結論

諮問第95号案件「審査請求人に関する住民票の申請書及び戸籍証明の申請書」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件の審査請求は、平成29年12月7日付けで世田谷区長に対し、審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私に関する住民票の申請書及び戸籍証明の申請書」の個人情報等開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が平成29年11月2日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び追加資料（平成30年6月18日付受理）並びに審査理由補充書（平成30年11月28日付受理）及び資料（平成30年12月3日付受理）によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 申請者との紛争や申請をされる様な心当たりが皆無である。

イ 近年〇〇、第三者の個人に審査請求人の個人情報を調べるために、申請される覚えが見当たらない。

ウ 本件が不正請求であるか否かを審査請求人が判断するためには、本件戸籍等開示請求文書のうち、少なくとも「戸籍に載っている方との関係」及び「使いみち」欄は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するものとして、開示がなされるべきである。

エ 以上のことから、本件処分は違法不当である。

3 審査請求に対する実施機関の説明

処分庁である実施機関（以下「実施機関」という。）は、非開示とした本件審査請求に係る部分につき、条例第21条第3号（開示請求者以外の個人情報）に該当するとして本件処分をした。実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおりに要約される。

ア 条例第21条第3号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、開示請求者以外の特定の個人が識別できるような情報が記録されている保有個人情報、非開示とすることを定めたものである。例外的に開示できる情報として同号ただし書で、イ) 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、ロ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ハ) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分、としている。審査請求に係る当該非開示部分は、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない開示請求者以外の個人情報であるので、条例第21条第3号の規定により非開示としたものである。

イ 審査請求人は、審査請求書中、「5 審査請求書の趣旨及び理由」の「(2) 理由」で「申請者との紛争や申請をされる様な心当たりが皆無である。…申請される覚えが見当たらない。以上のことから本件処分は違法不当である。」と主張する。

ウ 本件処分に係る戸籍の証明書の交付請求については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条及び第10条の2の規定に基づき適法であるか否かを審査するとともに、同法第10条の3第1項の規定に基づき交付請求者の本人確認を行った上で交付・不交付の決定を行っており、手続は適法である。

エ 以上のことから、本件処分は条例に基づき適正に行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件審査請求対象文書について

本件請求に係る開示請求書には、「私に関する住民票及び戸籍証明の申請書」との記載があり、実施機関は、戸籍に関する請求書等20件を対象文書としている（住民票の申請書は申請がなかったため文書不存在）。審査請求書によると、審査請求人は一部開示決定通知書別紙の1（13）「戸籍の証明書・身分証明書等の申請書（郵送請求用）（平成28年10月20日付）及び添付文書」に関する一部開示決定処分を取り消し、全部開示を求めている。

したがって、本件審査請求対象文書は、「戸籍の証明書・身分証明書等の申請書（郵送請求用）（平成28年10月20日付）及び添付文書」と認められる。

(2) 条例第21条第3号の該当性について

保有個人情報の開示請求権は、自己情報のコントロールに関する権利を背景とするものであり、その重要性は理解することができる。しかし、一方では、戸籍法第10条及び第10条の2は、これらの規定に挙げられている者が、一定の要件のもとで戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を請求することができることを規定しており、その者のプライバシーの保護の必要性も考えなければならない。

本件審査請求対象文書である「戸籍の証明書・身分証明書等の申請書（郵送請求用）（平成28年10月20日付）及び添付文書」に関して、当該交付請求は、戸籍法第10条の3第1項の規定に基づき、本人確認等の書類を提出し、適正に請求されたものと認められる。

そして、条例第21条第3号では、自己を本人とする保有個人情報の開示請求があっても、開示請求者以外の個人情報を保護する必要があることを定めており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報は、原則として非開示情報となることを規定している。

本件審査請求対象文書のうち、条例第21条第3号に該当するため非開示とされたもの（以下「本件非開示部分」という。）は、「申請をする方」欄の個人の氏名、住所、生年月日、電話番号及び印影並びに当該個人間の関係に係る記載の部分、「戸籍に載っている方との関係」欄及び「使いみち」欄の部分並びに添付文書の全部である。このうち、添付文書は本人確認等のための文書である。これらは、審査請求人以外の個人情報であるから、条例第21条第3号本文に該当すると認められる。

さらに、本件非開示部分は、条例第21条第3号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件審査請求に係る保有個人情報を非開示とする判断は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日付	審議経過
平成30年3月27日	世田谷区長から諮問を受けた。 (諮問第95号)
平成30年4月19日	(平成30年度第1回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。
平成30年5月28日	(平成30年度第2回審査会) ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
平成30年6月25日	(平成30年度第3回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
平成30年7月12日	(平成30年度第4回審査会)

	・引き続き諮問事項を審査した。
平成30年12月10日	(平成30年度第9回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
平成31年4月24日	(平成31年度第2回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和元年5月7日	世田谷区長に答申した。